

令和4年度 第27回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和4年10月20日（木）午後1時30分～午後2時8分

2 開催場所 さんとう緑風ホール

3 出席した農業委員 13人

1番 松浦 修三委員 3番 前田 由記夫委員 4番 奥藤 康正委員
5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員 7番 米田 利秋委員
8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員 10番 大田垣 強委員
11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員 13番 西 好朗職務代理
14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 1人

2番 大森 げん委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 12人

6 現地調査委員

農業委員 楠 晃 委員

推進委員 大橋 悟 委員 吉田 和之委員

7 議事日程

日程第1 議案第131号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第132号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第133号 非農地証明申請について

日程第4 議案第134号 農用地利用集積計画の決定について

8 事務局職員

事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 農地農政係長 森本 礼子

主事 田中 美幸 支援専門員 中川 繁春

9 農林振興課職員

主事 福富 裕貴

10 会議の概要

○事務局

それでは、ただいまから第27回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。

既に送付をさせていただいております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここから会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしく願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員12名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第27回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名について」ですが、11番の楠晃委員と12番の原田昌二委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行させていただきます。

日程第1「議案第131号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 ここで朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、前田委員が受付順位254番と255番の関係者であることから、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。前田委員が関係者であるということで、254番と255番につきまして、審議を先に行います。

事務局、受付順位254番及び255番について朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位254番及び255番の提案理由の説明を、隣接の地元農業委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、受付順位254番と255番を説明いたします。この2件は、譲受人が同一で、隣接の土地のため一緒にご説明いたします。受付順位254番、255番の航空写真

をご覧ください。申請地は、国道9号線の土田地区にありますゴダイドラッグ和田山土田店の前の信号を北上し、ヘアーサロンピノキオがありますけれども、その交差点を左折し、枚田地区につながるオクラベの農免道路を南下する途中にある農地の案件です。●●番地、地目は田で、地積は201平方メートルの案件で、●●さんは土田に住まれていた亡きお父さんの長男で、相続されましたが神戸に在住です。●●番地、地目は田、地積1,448平方メートルの案件で、●●さんは●●さんの従兄弟に当たり、亡きお父さんから相続され、姫路に在住です。どちらも譲受人の●●さんが以前から耕作されており、●●番地は無償移転で、●●番地は有償移転で、譲渡人と譲受人との合意ができたとのこと。

申請案件審査資料をご覧ください。全ての審査案件に適合されており、何ら問題なく許可相当と思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位254番及び255番につきまして、ただいま原田委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の大橋委員のほうから補足説明ございますか。

○大橋委員 失礼します。10月5日の水曜日、楠委員、吉田委員、私と事務局2名、計5名で現地調査を行いました。先ほど担当委員さんがご説明されたとおりでございます。特に問題ないと思われま。

○石原会長 ありがとうございます。

皆さんのほうからこの件につきまして、ご意見なりご質問ございませんか。

ないようですので、受付順位254番及び255番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、前田委員、お戻りください。

審議を続けます。受付順位251番から253番、及び256番から257番について、事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位251番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは、ご説明させていただきます。251番の航空写真をご覧くださいと思います。申請地は、国道9号線から福知山方面に向かっていただきまして、ちょう

ど野間という地域がありますけれども、その目標物でございます左側に、国道9号線の左側に緑化センターの入り口という看板があります。その看板を左に見ていただいて、県道・府道63号山東大江線を道なりに進んでいただきたいと思います。入り口からざっと1.5キロぐらいかあるかと思えますけれども、ずっと道なりに進んでいただきます。そして、目標物でありますイーセン貿易の会社が手前の右側でございます。その会社を見まして、その手前の左側農道を左折した、左側に入ってもらったところの2つ目の場所が申請地。それから、その場所から前方、右側のほうに高压線の鉄塔がございます。そのすぐ横のほうの場所の2か所でございます。譲渡人の●●さんにつきましては、高齢で、現在、神戸のほうに住まわれております。ということで、土地の有効活用を模索されていたという中で、譲受人、●●さんとの間で無償移転の話が成立をいたしました。申請に係る誓約書も提出されており、また、地元の区長さんの承諾もいただいております。

申請案件資料に基づきまして確認いたしましたところ、何ら問題なく許可相当と思えます。ご審議よろしくお願いたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位252番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 ご説明申し上げます。252番の地図をご覧ください。和田山の右岸道路、和田山中学校とフジッコのところを約6キロ奥まったところの、東河谷の一番奥の集落でございます。先月9月16日、空き家に付随する農地ということでご承認いただいた案件でございます。平成27年に空き家バンクに申請された大きな古民家でございます。しかし、所有者のほうで周りの畑、今回申請の畑もよく管理されているなというように感じております。農地のほう買われる方は●●さんといひまして、現在、吹田市に住んでおられる30歳そこそこの若い女性の方です。この案件が承認されれば、なるべく早く、11月ぐらいには一家で、お父さんとお母さんと3人で白井のほうに移住したいということのようです。●●さんは、若いですが、五、六年吹田のほうで農地を借りて野菜を作っておられたという経験もあるとのこと。3条審査案件の欄で農機具のところは空白になってます。ご本人が移住後、畑に必要な農機具を必要に応じて購入して、耕しながら維持管理していくというように聞いております。ただ、白井区はじめ農業に関する援助が私は必要じゃないかなというように思っていますので、白井区、それから併せて、私や吉井さんのほうで注意深く見守っていきたいというように思っていますので、どうぞご承認のほうをよろしくお願いたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位253番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、ご説明させていただきます。受付順位253番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町寺谷区となります。場所は、円山川右岸道路の寺谷交差点を東方向に100メートルほど進みますと寺谷区の集落があり、住宅が立ち並ぶちょうど中央辺りに公民館がありまして、その公民館からおよそ50メートル北にあります地番●●が申請地となります。

それでは、申請案件審査資料の253番をご覧ください。農地法第3条の規定による申請となります。今回の案件は、本総会審査受付順位18番でお諮りし、皆様から承認を得ましたときの譲渡人と譲受人となります。具体を述べますと、明石市に居を構えている譲渡人の●●氏は、所有する全ての田畑等を譲受人の●●氏に譲渡する合意に至り、先ほど述べました18号の審査案件で、寺谷区内の水田5筆、6,853平方メートルの所有権移転を行いました。今回の申請地も、その折に一括して上げる段取りで進めておりましたが、航空写真や左下の現況写真からもお分かりのように、申請地と隣接地の境界線がはっきりせず、申請をすることができませんでした。このたび、地籍調査による周辺所有者との立会いで境界が明確に定められたことを受け、今回の申請となりました。退職を期に農業を本格化させた譲受人ですが、現在、1町歩ほどに近い田畑の耕作を順調に進められており、今回の申請地につきましても、境界線が分からなかったため現況は荒地のようになっておりますけども、今後、畑として農地利用することが見てとれます。

営農計画書及び農地に関する誓約書も添付されており、何ら問題なく許可相当と思えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位256番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第131号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、受付順位第256番の説明をさせていただきます。

添付の航空写真5枚目、受付順位256番の写真をご覧ください。申請地は、国道312号線を右折、県道39号線を長谷方面に進み、旧栃原小学校手前約200メートルの三差路を右折、さらに300メートルほど進んだところの三差路を右折、写真右中央の目標物、少林寺西側の十字路を西に進んだ位置に存する農地であります。譲渡人、●●氏は、譲受人、●●氏の叔父に当たり、神戸市に居住されています。氏は高齢であり、法定相続人の息子さんも

神戸在住で農地の管理が十分にできないため、このたび、甥にあたる●●氏に無償譲渡されるものです。

それでは、審査案件審査資料をご覧ください。受付順位第256番の項に記載されているとおり、いずれも全ての項目で条件を満たし、営農計画も提出されていること、また、以前から●●氏が当該農地で野菜栽培をされていたことから、本申請は許可相当と思慮いたします。ご審議よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位257番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。257番、ご説明申し上げます。右岸道路、和田山中学校とフジッコのところを4キロほど奥のほうに行った久田和という集落でございます。久田和の西の集落に当たります。申請地は、神社、小さな神社を囲むような畑となっております。現在は、●●さんが管理されているというように聞いております。今回購入される方は●●さんで、24歳のときに●●で研修生として農業を始められたということでございます。農業経験、約7年ありまして、知識、技術ともに全く問題ないというように思っています。案件ではないですけれども、申請地の上の土地●●番地、ここに平家の古民家が建っているんですけれども、ここも一緒に無償譲渡されて、ここを整地して新しく家を建てたいというように言われておりました。今後農業に貢献されるというように思っていますので、久田和区としても期待されているということでございます。

3条審議資料にも合致しており、問題はないかというように思います。ご承認よろしく願い申し上げます。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位251番から253番、及び256番から257番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がありました。

現地調査委員の大橋委員のほうから補足説明はございますか。

○大橋委員 失礼します。先ほどと同じなんですけれども、それぞれ地元担当委員さんがご説明されたとおりでございまして、補足説明はございません。

○石原会長 それでは、3条につきまして、皆さんのほうからご意見、ご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

特にないようですので、受付順位251番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、252番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位253番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、256番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位257番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第2「議案第132号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位258番から260番の3件の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 この3件は隣接する三方の所有する田で、一つの開発行為の申請のため一緒にご説明いたします。受付順位258番、259番、260番の航空写真をご覧ください。申請地は、国道312号線のすき家の交差点を西に入った市道玉置七味線に面する、現況、休耕田、合計面積5,616平方メートルの農地です。このたび譲受人が、宅地分譲地24区画を販売するに当たり、譲渡人との売買の合意に至ったので、農地法第5条の申請がありました。

申請案件資料をご覧ください。立地基準につきましては、農振除外区域にあり、第3種

の農地に当たります。一般基準に基づき、資力、信用について、見積書及び融資及び自己資金の残高証明により確認し、事業計画及び事業内容からも目的は果たされると思われま
す。影響のある他法令はなく、住宅用地24区画の一般個人住宅用地として適正と思われま
す。周辺農地への支障もなく、地元区長、農事部長、土地改良区総代、隣接同意も得てお
られ、都市計画法の第32条、事前協議及び道路法24条の申請も添付されております。何ら
問題なく許可相当と思います。ご審議よろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位258番から260番につきまして、ただいま地元委員からの提案理由の説明があり
ました。

現地調査委員の楠委員のほうから補足説明ございますか。

○楠委員 失礼します。先ほど地元委員さんから詳細にご説明があったとおりで、何ら
問題ないというように思います。どうぞよろしく申し上げます。

○石原会長 5条のこの件につきまして、ご意見なりご質問はございませんか。ちょっ
と面積が大きいですけどね。第3種の農地ということですから、特にごございませんか。

それでは、受付順位258番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位259番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位260番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第133号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位261番の提案理由の説明を、地元委員の大田垣委員に求めます。

○大田垣委員 それでは、受付261番の説明をさせていただきます。この農地は、新井駅と円山川の間にございます農地でございます。●●氏は神戸にお住まいでございまして、現況が原野ということですが、これまでも年に数回帰ってこられて草刈りをされておられたそうでございますが、先日、当人と立ち会いましてお話をさせていただきました。私もこれまでどのように管理されたかということは知らなかったわけですけれども、このままほっておきますと山林にもなりかねないというような状況でもございました。今後、当人につきましては、農地につきましては所有者の管理が義務であるということはよくご存じでございまして、このままだと責任がついて回って管理できないというようなお話もございました。高齢でもございますし、今後、管理が見込めないということで今回の申請となりました。審議よろしくお願いたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位262番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは、ご説明させていただきます。航空写真、受付順位の262番をご覧いただきたいと思います。申請地は、国道9号線の山東町の大垣の交差点を右折しまして、国道427号線に入ります。そして、梁瀬小学校前の信号、それから朝来市山東支所前の信号を直進していただきまして、末歳橋という、ちょうど中ほどにございます。これを渡って30メートルほど先の道を、2つ目の道を左折していただきまして、それから10メートル進んだところにT字路に差しかかります。それを進んだところに空き地がありまして、その山手の奥が今回の申請場所となります。農地は、昭和62年11月頃に山崩れの防止対策工事によりまして大部分がなくなったということで、残りの一部を平成12年頃まで畑として利用していたということですが、その後、耕作することなく放置しておりまして、山林化した状態となっております。本人から始末書が添付されています。また、地元区長からもそういう相談いただいております。また、非農地証明審査資料に基づきまして確認をいたしました。問題なく許可相当と思います。ご審議よろしくお願いたします。以上でございます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位261番及び262番につきまして、地元委員から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の楠委員のほうから補足説明ございますか。

○楠委員 失礼します。261番、262番とも地元委員さんのご説明のとおりで、特に補足等はございません。以上です。

○石原会長 それでは、非農地証明関係につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位261番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位262番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第134号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、高本委員が議案第134号の関係者であることから、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。

議案第134号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。朝来市農林振興課の福富と申します。

議案書の8ページをご確認ください。まず、農用地利用集積計画の概要といたしまして、1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明いたします。利用権を設定する農用地として、区分、田、面積2,557平方メートル、筆数2筆。畑のほうにつきましては、どちらもゼロ。合計2,557平方メートル、2筆。利用権の設定を受ける戸数といたしまして、2戸。利用権を設定する戸数といたしまして、同じく2戸。

次に、下に行ってくださいまして、設定する利用権の概要について。利用権の内容といたしまして、使用貸借権が1筆、818平方メートル。賃貸借権1筆、1,739平方メートル。利用権の終期といたしまして、どちらも令和6年3月31日に2筆、2,557平方メートルとなっております。

次のページに行ってくださいまして、利用権の設定を受ける者及び設定する者、貸借土地の所在地等一覧表をつけさせていただいております。

また、10ページと最後の11ページにつきましては、それぞれ利用権の設定等を受ける者及び利用権を設定する者の一覧をつけさせていただいておりますので、またご確認いただけたらと思います。

以上で担当課からの説明は終わります。

○石原会長 皆さんのほうからこの件につきまして、ご意見なりご質問ございませんか。ないようですので、議案第134号について採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、高本委員、お戻りください。

以上で本日予定しておりました議案審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理人にご挨拶いただきます。

○西職務代理人 〈閉会挨拶〉

(午後2時8分終了)